

# 不燃化促進区域内で既存建築物の除却を希望する方は助成金が受けられます。

(令和5年5月現在)



【ご注意】今年度の予算分については、終了となりました。申請の受付は可能ですが、助成金のお支払いについては、次年度以降となります。詳しくは、お問い合わせください

## 対象地区

補助 83 号線南地区、補助 83 号線北地区、補助 73 号線沿道地区、補助 86 号線志茂地区、補助 86 号線赤羽西地区、補助 81 号線沿道地区、補助 85 号線沿道地区、地区防災道路志茂地区

## 助成を受けられる方

住民税（企業者等は法人住民税）を納めている対象建築物の所有者または当該建築物のある土地の所有者のうち、①個人 又は ②中小企業 に該当する方

## 助成の対象となる建築物

次のいずれかに該当する建築物およびそれに付随する工作物

- ① 耐火建築物または準耐火建築物以外の建築物
- ② 昭和 56 年 6 月 1 日時点の建築基準法施行令の適用を受けていない建築物

## 助成金額

次に掲げる額のうち、いずれか少ない額を限度額とする。

- ① 実費額（消費税及び地方消費税を除く。）
- ② 毎年度公表される国単価に当該建築物の延べ面積を乗じた額
- ③ 160万円

## 注意事項

- 本事業承認前に除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。
- 宅地建物取引業者が不動産販売のために行う除却は対象となりません。
- 国、地方公共団体等から同種の補償・助成等を受けている場合は対象となりません。
- 地区防災道路志茂地区において、不燃化特区の壁面線後退奨励金を受ける場合は、都市防災不燃化促進事業の除却の助成対象となります。

## 《手続きに必要な書類》

### 1 承認申請時：「助成対象承認申請書」

- ① 案内図、②配置図、③登記簿謄本（建物）、④除却工事見積書、⑤現況写真（敷地・建物等）
- ⑥ 住民税の納税証明書又は非課税証明書(法人納税証明書)、⑦委任状・同意書※必要な場合のみ

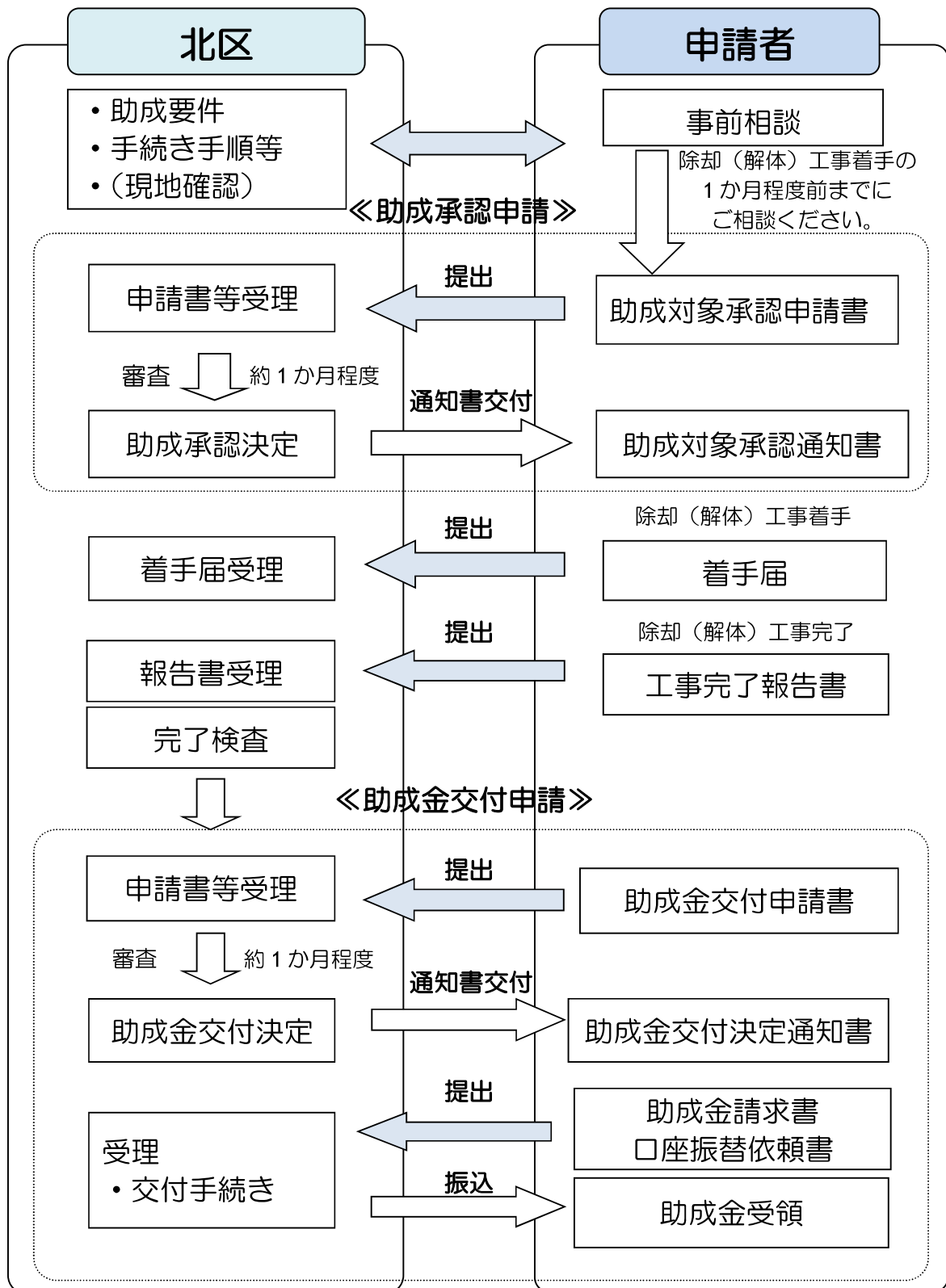
### 2 工事着手時：「工事着手報告書」

- ①除却工事請負契約書、②工程表

### 3 工事完了時：「工事完了報告書兼交付申請書」

- ①領収書、②写真 ▶ ①請求書、②支払金口座振替依頼書

# 手続きの流れ



※必ず除却工事の前にご相談ください。本事業承認前に

除却工事に着手してしまうと、助成の対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

防災まちづくり担当課 東京都北区王子本町 1-15-22 (北区役所第一庁舎 7階) 03-3908-9162

● 申請時等に必要な書類

添付書類		一般	大都市一般	共同・協調	大都市共同	除却	三世代	仮住居	動産移転	備考
承認申請時 (第8条関係)	委任状・同意書	○	○	○	○	○				委任状又は合意書が必要な場合は、次のとおりとする。 1 申請者本人に代わり第三者が申請手続きを代行する場合 委任状 2 新築において、建築主等が複数いる場合 建築主等全員の合意書及び委任状 3 新築において、土地所有者と建築主等が異なる場合 土地所有者全員の承諾書 4 除却において、土地所有者が建物を除却する場合 建物所有者全員の合意書 5 除却において、土地所有者が建物を除却する場合 土地所有者全員の合意書及び委任状
	案内図	○	○	○	○	○				
	配置図	○	○	○	○	○				1 新築においては、以下の内容を記載する。 ア 緑化の位置及び面積(算定式を含む。)、樹種、本数 イ 敷地が不燃化促進区域の内外にわたる場合は、不燃化促進区域の境界線 2 除却においては、除却する建築物の面積、附属する工作物の高さや幅等、見積書の根拠がわかるもの
	平面図	○	○	○	○					
	立面図	○	○	○	○					
	断面図	○	○	○	○					
	求積図	○	○	○	○					敷地面積及び各階床面積の算定根拠がわかるもの。
	仕上表	○	○	○	○					
	耐火・準耐火仕様	○	○	○	○					
	協調化を証する書類			○	○					
	登記簿謄本(土地)	○	○	○	○					
	公図写し	○	○	○	○					
	登記簿謄本(建物)				○	○				登記簿謄本(建物)のほか、直近の固定資産税都市計画税納税通知書及び固定資産税都市計画税課税明細書の写しも可とする。
	除却工事見積書					○				
	現況写真 (敷地・建物等)	○	○	○	○	○				
	住民税の納税証明書、 非課税証明書又は 法人納税証明書	○	○	○	○	○				住民税の納税証明書等について、住民税を滞納していない旨を確認する年度は、申請する日が属する前年度分とする。ただし、申請する日が4月から6月までに属する場合、当該日が属する年度の前々年度分とする。
住民票						○	○	○		
戸籍謄本						○	○	○	賃借契約又は動産移転契約を申請者以外の2親等以内の者が契約する場合	

添付書類		一般	大都市一般	共同・協調	大都市共同	除却	三世代	仮住居	動産移転	備考
工事着手時 (第10.条関係)	建築確認済証の写し	○	○	○	○					建築確認済証の写しには、第1面から第5面までを含む。
	除却工事請負契約書					○				
	工程表	○	○	○	○	○				
工事完了・交付申請時 (第13.条関係)	検査済証の写し	○	○	○	○					
	登記簿謄本(建物)	○	○	○	○					
	領収書					○		○	○	
	写真	○	○	○	○	○	○			新築完了時に提出する写真は、次の箇所を撮影したものとする。 1 外観写真(2方向) 2 内壁不燃材認定証貼り付け部分 3 ガス漏れ感知器 4 窓ガラス飛散防止対策部分 5 緑化 6 三世代加算要件部分

※ 公的機関より発行される証明書等は、6箇月以内に発行されたものとする。